

新ガイドライン・健康増進法下における喫煙対策推進状況と実施対策の効果評価に関する研究 ～産業医活動にも注目して～

主任研究者	新潟産業保健推進センター所長	松原 統
共同研究者	新潟産業保健推進センター相談員	鈴木 宏
	新潟大学大学院医歯学総合研究科	関 奈緒
	同上	田辺直仁
	新潟大学医学部保健学科	関島加代子

1 はじめに

喫煙対策は職域においても重要な対策のひとつであり、国としても平成 8 年の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」等により推進してきている。当センターでは平成 11 年に県内職域の喫煙対策状況を調査し、対策実施率 56.6%という結果を得ている。しかし平成 15 年以降健康増進法制定やガイドライン改訂(以下新ガイドライン)等を受け、受動喫煙防止対策は社会的にも職域的にも急速に推進されてきている。本研究の目的は、この新ガイドラインおよび健康増進法下における新潟県内事業所の 1) 喫煙対策実施状況、2) 喫煙対策における産業医活動の実際、3) 産業保健推進センターへのニーズ、4) 従業員の喫煙に関する意識・知識を明らかにすると共に、5) 実施対策の評価についての検討を行うことである。

2 対象と方法

労働者数 50 名以上を有する事業所名簿より無作為抽出した 1000 事業所に喫煙対策実施状況調査票を郵送し、551 事業所(回収率 55.1%)より有効回答が得られた。また二次調査として、従業員を対象とした喫煙に対する意識・知識調査(4 事業所の従業員 計 181 名)、職場の空気環境測定(5 事業所)を行った。

3 結果および考察

1) 新潟県内の喫煙対策の現状

ガイドライン認知度

ガイドラインの認知度は 47.4%であり、平成 11 年度の 27.4%に比べ上昇しているもののいまだ過半数の

事業所が知らないという現状であり、平成 15 年のガイドライン改定については認知度 35.0%と低かった。

健康増進法第 25 条の認知度

受動喫煙防止を定めた健康増進法第 25 条を「知っている」と回答したのは 49.5%にすぎず、「聞いたことはある(35.4%)」を合わせて 8 割以上という結果であった。事業所の受動喫煙防止対策推進には、健康増進法の認知度を上げることも重要と考えられた。

喫煙対策実施状況

喫煙対策実施率:喫煙対策実施率は 74.8% (412 事業所)であり、平成 11 年度調査の 56.6%に比べ増加していた。なお実施率は、事業所規模(従業員数)が大きいほど高く、ガイドラインを知っている、あるいは健康増進法を知っている事業所の方が高かった。

実施対策の内容:実施対策としては分煙が最も多かった(図1)。敷地内禁煙、建物内禁煙の回答もあったが、

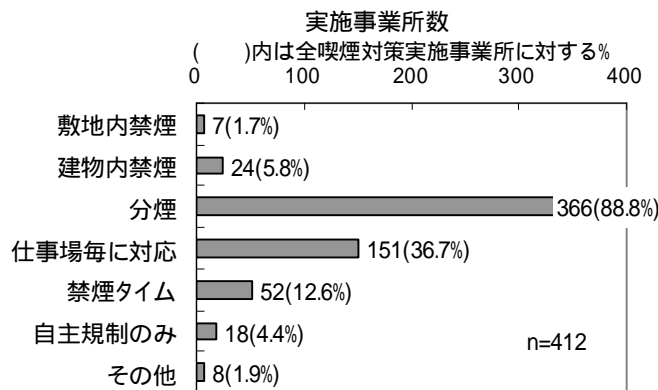


図1 実施している喫煙対策の種類(複数回答)

役員室、応接室等の例外もあり、完全な敷地内禁煙、建物内禁煙は各々2事業所、19事業所であった。

分煙を実施していると回答した 366 事業所のうち、受動喫煙を防止する上で望ましい「独立した喫煙室」のみは 58 事業所にすぎず、半数以上の 195 事業所はたばこ煙

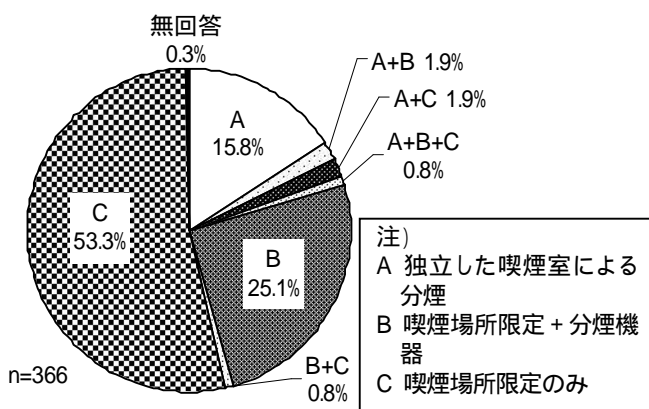


図2 分煙の内容

の排気を考慮していない喫煙場所限定のみであった(図2)。以上より、分煙は実施されているものの形態は様々であり、受動喫煙防止対策としては不十分な事業所が多いという実態が明らかとなった。なお、職場の空気環境測定の実施率は 17.7%と低かった。

2) 喫煙対策における産業医活動の実態

職場の喫煙対策や従業員に対する禁煙指導などに産業医が関与していると回答した事業所は 25.8%と 4 社に 1 社程度であった。具体的な関与内容としては「喫煙の健康影響に関する講話」が半数以上と最も多く、禁煙指導を実施しているとの回答は 49 事業所、ニコチンパッチの処方を行っているのはわずか 10 事業所であった。喫煙対策に関して産業医に要望がある事業所は全体の 11.1%と多くなかったが、内容ではその半数近くが禁煙指導やニコチンパッチ処方など従業員の禁煙支援を求めている。

3) 産業保健推進センターに対するニーズ

「ポスターやパンフレットの提供」、「空気環境測定」、「ビデオ、教材、器財の貸し出し」、「呼気中一酸化炭素濃度測定」、「禁煙教室」の順にニーズが高かった。

4) 従業員の喫煙に関する意識・知識

喫煙の周囲への影響については非喫煙者、禁煙者の 8 割以上が指摘しているのに対し、喫煙者では 5 割程

度と受動喫煙の意識に差が認められた。喫煙関連疾患の自由記載では、全体の 44.8%が肺がんを挙げたが、心臓病や肺気腫、喉頭がん、胃・十二指腸潰瘍等の知識は乏しかった。喫煙者 75 名の平均喫煙本数は 19.2 本/日、職場での平均喫煙本数は 11.0 本/日であった。なお、喫煙者の 78.7%が禁煙あるいは減煙を望んでおり、10 人に 1 人は半年以内に禁煙したいと考えていた。

5) 実施されている喫煙対策の評価についての検討

空気環境測定:測定対象となった 5 事業所は全て分煙を実施していたが内容は多様で社内に複数タイプを有する事業所もあった。いずれの事業所も定期的な空気環境測定など喫煙対策の評価は実施していなかった。今回の空気環境測定では非喫煙場所と喫煙室等の境界の風速は基準値を満たさないものも多く、喫煙コーナーにおいては喫煙開始により基準値の範囲内ではあるが周囲の粉じん濃度上昇を認めた。喫煙室については、換気扇はあるが空気流入口がなく有効排気がない、集中管理方式の空調で排煙不十分など煙が室内に停滞している例も多く、室内粉じん濃度が基準値の 10 倍強となるものもあった。効果的な分煙推進のためには空気環境測定が必須であるが、「器材がない」「使用法がわからない」等の意見も多く、センターの喫煙対策事業の一環としてより積極的な測定支援が必要と考えられた。

自社の喫煙対策について:回答者の 6 割以上が「満足またはおおむね満足」であったが、非喫煙者・禁煙者の 25%以上が「もっと規制すべき」と考えており、反対に喫煙者の 15%以上が「厳しい」と感じていた。

4. まとめ

喫煙対策実施率は平成 11 年度に比べ増加したが、効果的な分煙の実施は未だ十分ではなく、ガイドラインの認知度の低さ、産業医の指導不足がその一因と考えられる。センターとして広報、研修会等を通じて新ガイドライン、効果的な分煙について周知を図る他、医師会との連携による産業医のレベルアップ、空気環境測定などの実地支援の充実等の対策が重要と考える。